

大気汚染防止法対象の特定粉じん発生施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表2の2			選任できる有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。	特定粉じん関係 又は 大気関係1～4種
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破砕機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		

※ この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。

大気汚染防止法対象の一般粉じん発生施設と法の関係（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表 2			選任できる 有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。	一般粉じん関係 又は 特定粉じん関係 又は 大気関係 1～4種
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03㎡以上であること。	
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	